

郡監第 24 号
令和 2 年 2 月 3 日

郡上市長 日置 敏明 様

郡上市監査委員
大坪 博之

郡上市監査委員
田中 康久

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、別記のとおりその結果を報告します。

令和元年度
定期監査結果報告書

令和2年2月提出

郡上市監査委員

令和元年度定期監査の結果

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の対象

（監査対象部局）

各部局、消防本部、教育委員会事務局、振興事務所、水道事業

（監査の対象範囲）

平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務事業

3 監査の着眼点

（1）財務事務は適正に執行されているか

（2）平成30年度決算審査における「意見と指摘事項」に対応されているか

（3）各部署において課題となっている施設等の現場状況

4 監査の実施内容

（1）書類の監査

（2）資料に基づく説明の聴取

（3）現地での監査

5 監査の実施場所及び日程

実施場所 郡上市役所 4階委員会室及び現地

実施日程 令和元年11月5日から11月19日まで（実施日5日間）

6 監査の結果

令和元年度における定期監査を令和元年11月5日に始め11月19日に終了した。

定期監査は令和元年度郡上市監査計画に基づき、各部における主要事業の実施状況及び予算執行状況について把握することを目的として行なった。

監査の結果は、総体的には事務の処理及び事業の執行の状況が、概ね当初の計画どおり進捗しており、市当局の不断の努力に改めて敬意を表するものである。

以下監査結果の意見について述べることとする。

定期監査結果の意見

令和元年度予算執行状況については、令和元年9月30日現在の執行状況の監査を行い、概ね予定どおりの執行がされていることを確認した。

議会事務局

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

市長公室

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

総務部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

健康福祉部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

農林水産部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

商工観光部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

建設部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

環境水道部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

教育委員会事務局

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

消防本部

事業は予定どおり執行されている。特に意見はない。

国民健康保険特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

下水道事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

介護保険特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

介護サービス事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

駐車場事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

宅地開発特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

青少年育英奨学資金貸付特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

鉄道経営対策事業基金特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

後期高齢者医療特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

小水力発電事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

工業団地事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

大和財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

白鳥財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

牛道財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

石徹白財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

高鷲財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

下川財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

明宝財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

和良財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

水道事業会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

結 論

監査の結果、総体的には事務事業は概ね順調に進んでいると見受けられた。

しかし現場審査においては、指定管理施設内の備品の点検が不十分ではないかと思われるところがあった。施設管理を指定管理者に任せきりにするのではなく、現状を常に把握するように努めるとともに、現在市が行っている観光立市やスポーツコミッション事業等との連携を図り、より効果の高い指定管理施設の活用を努められたい。

また、宅地分譲地の宣伝方法について、移住・定住施策と併せて行うなど、所管部署だけでなく他の関係部署とも連携しながら工夫をしていく必要があると思われる。

以上、定期監査結果の意見とするが、事務事業の効率的な執行に向け、今後より一層の努力を期待する。